

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定により、農地中間管理機構として指定した公益財団法人愛知県農業振興基金から農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年6月5日

愛知県知事 大村 秀章

1 農地の所在等

所 在	地 目	面積(㎡)	所有者等の情報
豊橋市植田町字池堀田59	田	495	鈴木 和義
計 1		495	

2 農地の利用の現状

遊休農地

3 利用計画の内容の詳細

水稻を栽培

4 希望する権利の始期等

始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額	借賃に相当する補償金の 支払の方法
令和8年12月25日	10年	4,950円 【年1,000円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託